



2019文情運第4号
令和元年6月10日

文京区長 成 澤 廣 修 様

文京区情報公開制度及び

個人情報保護制度運営審議会

会 長 内 山 忠 明



平成31年4月22日付2019文総総第60号による平成31年度諮問第1号について、次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

教育センター総合相談システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の電子計算組織への記録について、実施することは妥当なものと認める。

3 理由

実施機関においては、総合相談（教育相談・発達相談）、計画支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、ふれあい教室、スクールソーシャルワーカー等の業務を通じて、乳幼児から学齢期までの子ども及びその保護者に対して、子どもの発達や教育における支援を行っているところである。

その中で、相談事業を通じて思想・信条（主義主張）、宗教といった文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第7条に規定する個人情報（以下「収集禁止事項」という。）が、相談者から寄せられ、必要に応じて収集する場合があります、収集したこれらの情報を多角的・総合的に判断し、相談者への支援につなげている。

こうした業務をシステム化することにより、迅速な相談者への対応が可能となり、あわせて乳幼児から学齢期まで切れ目ない支援の拡充が可能となることを踏まえると、収集禁止事項を教育センター総合相談システムに記録することには合理性がある。

一方、教育センターの相談事業において取り扱う個人情報は、収集禁止事項をはじめとして、極めてプライバシー性の高い機微情報であることから、実施機関において、十分な情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、妥当なものと認める。

なお、収集した個人情報の取扱いについては、格段の注意を払うよう努められたい。